

岩倉市個人用次世代自動車購入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の要因である二酸化炭素の排出削減に寄与するため、次世代自動車を購入する者に対し予算の範囲内において交付する岩倉市個人用次世代自動車購入促進補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 次世代自動車 プラグインハイブリッド車、電気自動車及び燃料電池自動車をいう。
- (2) プラグインハイブリッド車 4輪以上の道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた法第2条第2項に規定する自動車（以下「検査済自動車」という。）であって、その自動車検査証にプラグインハイブリッド車である旨が記載されているものをいう。
- (3) 電気自動車 4輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証に燃料の種類が電気と記載されているものをいう。ただし、プラグインハイブリッド車に該当するものを除く。
- (4) 燃料電池自動車 4輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証に燃料電池自動車である旨が記載されているものをいう。
- (5) 新規登録等 法第8条の規定による新規登録がされ、又は法第60条第1項の規定により保安基準に適合すると認められたことをいう。

(補助対象自動車)

第3条 補助金の交付の対象となる自動車（以下「補助対象自動車」という。）は、次世代自動車であって、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 自動車検査証に自家用と記載されていること。
- (2) 自動車検査証における使用の本拠の位置が岩倉市内であること。
- (3) 初めて新規登録等を受けるものであること。ただし、国外で運行の用に供された自動車であって、国内に輸入されたことによって新規登録等を受けるものを除く。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 非営利かつ自ら使用する目的で補助対象自動車を購入した個人であること。
- (2) 新規登録等をされた日において、岩倉市内に居住している者であること。
- (3) 岩倉市税等を滞納していない者であること。
- (4) 岩倉市暴力団排除条例（平成24年岩倉市条例第22号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者であること。
- (5) 一の年度内において、この補助金の交付を受けていない者であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) プラグインハイブリッド車及び電気自動車 5万円
- (2) 燃料電池自動車 10万円

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象自動車が新規登録等をされた日の属する年度の末日（3月1日から同月31日までの間に当該新規登録等をされた場合にあつては、その翌年度の末日）までの間に、岩倉市個人用次世代自動車購入促進補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1）に補助対象自動車の自動車検査証の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは岩倉市個人用次世代自動車購入促進補助金交付決定通知書（様式第2）により、不適当と認めたときは岩倉市個人用次世代自動車購入促進補助金不交付決定通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧及び市税の完納状況の確認をすることができる。

（補助金の請求）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに岩倉市個人用次世代自動車購入促進補助金交付請

求書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第10条 交付決定者は、補助金の交付の対象となった次世代自動車（以下「補助自動車」という。）の取得財産処分制限期間内においては、補助自動車を売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は廃棄してはならない。

2 前項の取得財産処分制限期間は、新規登録等をされた日から4年間とする。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

（1）天災等による破損その他の自己の責めに帰すべき事由以外の事由で補助自動車を処分するとき。

（2）その他市長がやむを得ない事由があると認めたとき。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

（2）虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、岩倉市個人用次世代自動車購入促進補助金交付決定取消通知書（様式第5）により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（市による調査）

第12条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、申請者又は交付決定者に対して、補助自動車の使用等に関する調査を行うことができる。

2 申請者又は交付決定者は、市長が前項の調査を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

（協力）

第13条 交付決定者は、共助及び公助のため、災害時に補助自動車を非常用電源として活用することについて、市に協力しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。